

J A 京都市組合員資格確認のお願い

当組合定款規定により、組合員加入申込時の提出書類記載事項に変更があった場合や、組合員資格に変動等があった場合は、その旨を届け出てもらうことになっています。

つきましては、組合員資格・氏名・住所・電話番号等の届出事項に変更・修正があった場合は当組合の本支店窓口へお申し出いただきますようお願い致します。

【当組合の組合員資格】

1. 正組合員資格

- 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であり、その住所または農業に係る土地・施設が当組合管内にある。
- 1年のうち90日以上農業に従事している個人であり、その住所または農業に係る土地・施設が当組合管内にある。

2. 准組合員資格

- 住所が当組合管内にある個人。
- 勤務地が当組合管内にある個人で、かつ、当組合の①資金の借り入れ②貯金・定期積金の預け入れ③農業生産資材・肥料・農薬・生活用品の購入④共済加入のいずれかを1年以上継続して利用している。

*なお、現在の組合員資格については、「平成27年度 出資配当金お支払のご案内」の宛名面に記載されている組合員資格でご確認下さい。